

20 建企第 435 号  
平成 20 年 10 月 1 日

(社)長崎県建設業協会  
(社)長崎県中小建設業協会  
(社)長崎県造園建設業協会  
(社)長崎県ほ装協会  
(社)長崎県工務店連合会  
(社)長崎県下水道建設業協会  
(社)長崎県管工事協会  
(社)長崎県港湾漁港建設業協会  
(社)長崎県建造物解体工業会  
(社)長崎県トンネル協会

会長 様

長崎県土木部長

入札参加希望者向け「一般競争入札事務に係る  
チェックリスト(作成例)」の制定について(通知)

長崎県は、平成20年度より建設工事に係る一般競争入札及び総合評価落札方式の適用範囲の拡大を行ったところであり、入札参加を希望される建設業者の皆様は、入札に係る提出資料づくりに大変ご苦労されているものと思います。

総合評価落札方式を含む一般競争入札においては、提出資料等が多く、また、提出資料等に不備等があれば、競争参加資格が無くなったり、総合評価において評価がなされなかったりすることがあります。さらに、提出期限を過ぎての(入札書については、投函後の)提出資料等の差し換え及び再提出は認めておらず、入札参加希望者は、提出前に提出資料の内容について十分に確認する必要があります。

そこで、今般、入札参加希望者のために、提出資料等の不備等を未然に防ぐ自己点検用として、別添のとおり「チェックリスト」の作成例を定めましたので、通知します。

各入札参加希望者は、下記事項を十分認識し、別添「チェックリスト」を参考に、入札事務に係るチェック体制を構築していただき、提出資料等の不備等により公共工事の受注機会を喪失することがないようにしていただきたいと思ひます。

また、チェックリストをよりよいものとしていきたいと思ひますので、ご意見・ご要望等ございましたら、別添「チェックリストに係る意見・要望書」を長崎県土木部建設企画課公共工事契約指導班にメール又はファクシミリによりご提出ください。

## 記

### 1 . 入札参加希望者が認識しておくべき事項

提出資料等の内容の確認義務は自らにあること。

発注者は、入札参加希望者から提出された資料のみによって競争参加資格の審査及び総合評価における評価を行うこと。

以下の場合については、審査及び評価を行わないことがある。

- ・ 提出資料等で確認できない場合
  - ・ 添付された資料の文字等が不鮮明で読みとれない場合
  - ・ 電子入札システムで提出された場合に、添付ファイルが開けない場合
- 発注者からの提出資料等の内容に不備等があった場合の連絡は、原則なされないこと。

入札公告の内容だけでなく、入札公告共通事項書及び入札に係する諸要綱・要領等も確認しておく必要があること。

### 2 . チェックリストの作成に係る注意事項

本通知は、チェックリストの作成を義務付けるものではないこと。

別添のチェックリストは、作成例であり、各入札参加希望者は、入札案件毎に作成し、運用する必要があること。よって、チェックリストにない項目についても、確認する必要がないことを意味するものではないこと。

### 3 . 問い合わせ先

長崎県 土木部 建設企画課 公共工事契約指導班

・ 電話番号 : 095 - 894 - 3027

・ F A X 番号 : 095 - 894 - 3461

・ メールアドレス : s08080@pref.nagasaki.lg.jp

本通知以外の個別案件に関する事項については、公告記載の担当部局に問い合わせること。